

申し合わせ

【熱海伊東地区漁場利用協議会・伊豆東部一本釣協議会】

熱海、伊東地先沖及び初島周辺海域における昼いか釣遊漁操業

熱海地先沖、伊東地先沖及び初島周辺海域(以下当海域という)でのいか釣遊漁操業について、熱海伊東地区漁場利用協議会と伊豆東部一本釣協議会との間で、資源保護並びに操業秩序の維持確立を目的とし、下記申し合わせについて協議し、合意を得られましたので、遊漁操業を行うものは、申し合わせ事項を遵守してください。

1. 当海域での遊漁操業開始時間は、下記表のとおりとし、終業時間は午前12時までに漁場を離れることとし、資源保護のため、できる限り操業時間の短縮に努める。

期 間	各協議会所属船遊漁	各協議会所属以外の遊漁
4月1日～5月31日	午前5時30分	午前7時00分
6月1日～8月31日	午前5時00分	午前7時00分
12月1日～2月末日	午前6時30分	午前7時00分
3月1日～3月31日	午前6時00分	午前7時00分

2. 当海域での遊漁操業の休業は、毎週火曜日とし、12月の最終火曜日と、1月の最初の火曜日はこの限りではないが、1月の最初の火曜日が1月1日から3日の場合は休業とする。
3. 毎年9月1日から11月30日までの期間と1月1日から1月3日までの期間は遊漁操業を禁止する。(但し、初島漁協所属船は除く)
4. 当海域での遊漁操業の最大定員は16名までとする。
5. 本申し合わせ事項を遵守し、いか釣遊漁操業時の多魚種の釣りを禁止する。
6. 本申し合わせ事項に違反したときは、所属地区の代表者が嚴重注意し、指導すると共に違反日から1年間の操業を禁止する。
7. 本申し合わせにつき、記載以外の事案が発生した場合は、その都度、協議し決定する。
8. 本申し合わせの有効期間は、令和5年1月20日から令和6年1月19日までとし、有効期限満了日の1か月前までに各協議会から申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

本申し合わせの証として2通作成し、各協議会代表者が保有する。

令和6年3月